

公 告

総契第 29 号

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等(以下、「証明書等」という。)の提出、入札及び契約を電子調達システム(GEPS)で行う対象案件です。

令和6年2月13日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

記

1 競争入札に付する事項

- 契約件名 令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守
- 契約内容 仕様書のとおり
- 納入期限 令和7年3月31日
- 納入場所 仕様書のとおり
- 入札方法 電子調達システム(GEPS)の利用本案件は、申請書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。また、電子調達システムにより難しい者は、紙入札参加願、紙契約方式承諾願を提出し、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。その他詳細については、入札説明書による。

2 競争に参加する者に必要な資格

- 予算決算及び会計令第70条に該当しない者に限る。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約に必要な同意を得ている者についてはこの限りではない。
- 予算決算及び会計令第71条に該当しない者に限る。
- 令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、下記「契約の種類」に応じた何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。また、当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止中の期間でない者。
- 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

「役務の提供等」の A, B, C又はD等級

3 証明書等の提出期限、提出方法

(証明書等提出期限) 令和6年2月28日17時00分

(提出方法)

・電子調達システムにより入札参加する場合
以下の書類を電子調達システムにより提出すること。

- 確認書(電子調達用)
- 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

・紙入札により入札参加する場合
以下の書類を下記4の窓口へ直接提出又は郵送により提出すること。
(ただし、郵送の場合は配達証明が確認できるものでの郵送に限る)

- 紙入札方式参加願(紙入札用)
- 資格審査結果通知書(電子、紙入札共通)

4 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係
03-3591-6361 (内線 2821)

5 入札説明書の交付期間、交付方法

(入札説明書等の交付期間)

令和6年2月13日から令和6年2月28日まで
(交付方法)

入札説明書等の交付は、当庁ホームページの「調達情報」の「入札・落札等の状況」からダウンロードすること。<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/nyusatsu/r4ippan.html>

また、郵送で交付を希望する者は、A4利用紙が入る返信用封筒(宛先を明記する)並びに重量200gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添付して上記4の係に申し込むこと。

6 入札書等の提出期限

令和6年3月11日17時00分

7 開札の日時場所

令和6年3月12日10時40分 海上保安庁入札室

8 入札保証金および契約保証金

免除

9 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び海上保安庁入札・見積者心得書その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

- 海上保安庁入札・見積者心得書による。
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

11 契約書作成の要否

要(ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある)

本業務は、契約手続にかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

12 仕様に関する問い合わせ先

海上保安庁海洋情報部企画課
03-3595-3601 (岡田 内線85-2114)

本調達案件は令和6年度の予算成立を条件とする。

以上公告する。

入札説明書

(最低価格落札方式)

契約番号：総契第 29 号

契約件名：令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込手続き
- 5 入札書及び関係書類の提出場所等
- 6 その他

- 別紙－1 入札書（海上保安庁様式）
- 様式－1 紙入札方式参加願
- 様式－2 紙契約方式承諾願
- 様式－3 確認書（電子入札参加申し込み用）
- 様式－4 電子証明書変更承諾申請書
- 様式－5 期間委任状
- 様式－6 都度委任状
- 別冊 契約書（案）
- 別冊 仕様書

入札説明書

海上保安庁の調達契約に係わる入札公告（令和6年2月13日付）に基づく入札については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘

2 調達内容

(1) 契約件名

令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年3月31日

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等に関する問い合わせ先

〒100-8932 東京都千代田区霞が関3-1-1

海上保安庁海洋情報部企画課 岡田

03-3595-3601

(内線85-2114)

(6) 入札方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

また、電子調達システムにより難しい者は、発注者に紙入札方式参加願及び紙契約方式承諾願を提出して紙入札方式、紙契約方式に代えるものとする。落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

① 入札者は、一切の経費を含め契約金額を見積もるものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

③ 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において入札説明書、仕様書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

(7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格審査）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし指名停止期間中にあるものは除く。）
なお、競争参加資格を有しない者で当該入札に参加を希望する者は速やかに資格審査申請を行う必要があるので下記5(2)へ問い合わせること。
- (5) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。

4 入札参加申込手続き

- (1) 申込方法
入札参加希望者は、4(5)の各書類を各提出先に持参又は郵送すること。（電子調達システムにより提出するものは除く）
なお郵送にて提出する場合は、提出期限までに提出先に必着すること。（郵送の場合は、配達証明が確認出来るものに限る）
また、代表者から委任を受けている者（以下「受任者」という）が入札を行う場合は期間委任状（様式5）又は都度委任状（様式6）を入札参加手続きまでに提出する（当該委任に係る委任者及び受任者が同じであり、かつ委任事項に変更がない限り、あらかじめ入札等に関する委任状を提出することにより、当該年度に限り、委任状をその都度提出することを省略することができる。この場合において、特定の入札等に関してのみこれと異なる代理人を選任して委任することは認めない。）。

期間委任状について

- a 入札、見積についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならない。
- b 電子入札においては、復代理は認めない。
- c 委任期間は当該年度内を限度とする。
- d 代表者及び受任者の記名・押印された委任状（書面）の提出とする。
- e 原則として期間委任状の委任期間中の都度委任状の提出は認めない。

- (2) 電子調達システムによる証明書等の送信方法
電子調達システムによる入札参加の申込みを行う場合の使用アプリケーション及びバージョンの指定及び、保存するファイルの形式は次のいずれかとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word2000形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel2000形式以下のもの
4	その他のアプリケーション	PDFファイル 画像ファイル(JPEG形式及びGIF形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

- (3) ファイル圧縮方法の指定
ファイルを圧縮して送信する場合は、LZH又はZIP形式とする。(自己解凍方式は不可)
- (4) ファイル容量が大きく電子調達システムにより証明書等を送信できない場合証明書等のファイル容量が10MBを超える場合には、電子調達システムによる入札参加申し込みに必要な「確認書」及び「資格審査結果通知書(写)」のみを、1つのファイルとして(例えばPDF形式のファイル)まとめたものを、電子調達システムから送信し、それ以外の証明書等については、直接5(2)の契約係担当者に手渡すこと。
直接手渡すことができない場合は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出をすることが出来る。この場合、事前に5(2)にその旨を連絡すること。
なお、参加資格確認後は、入札参加申込者に対して電子調達システムにより通知又は確認通知書を送付する。

- (5) 証明書等の提出期限 令和6年2月28日 17時00分

各提出書類の提出先は次のとおりです。

○電子調達システムにより入札参加する場合

- ・確認書(電子入札用)(電子調達システムにより提出)
- ・資格審査結果通知書(写)(電子調達システムにより提出)

○紙入札により入札参加する場合

- ・紙入札方式参加願(紙入札用)(提出先下記5(2))
- ・資格審査結果通知書(写)(提出先下記5(2))

- (6) 証明書等審査結果の通知
4(1)により提出された証明書等の審査結果を、令和6年3月4日までに電子調達システム又は文書等により通知する。

※ 電子調達システム又は紙入札方式参加願による入札参加申込手続きをとらなかった場合は、入札に参加できないので注意すること。

※ 入札参加申込手続き後に辞退する場合は、開札日までに「入札辞退書」を5(2)へ提出すること。
なお、入札辞退書等は下記アドレスにて公開しているのでダウンロードして提出すること。
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/youshikitou.html>

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札方式参加願を提出した場合は紙により提出すること。
電子調達システムのURL及び問い合わせ先
政府電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683
- (2) 入札書等の提出場所及び契約条項を示す場所及び問い合わせ先
東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第一契約係 山葉多 朋子
TEL03-3591-6361 内線 2821
- (3) 入札説明書（仕様書等添付）の交付期間
令和6年2月13日 から 令和6年2月28日 まで
- (4) 入札書の提出期限
令和6年3月11日 17時00分
- (5) 入札書の提出方法
 - ① 電子調達システムによる場合
 - ア 入札書の様式は、電子調達システムによるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書等は、電子調達システムの入力画面上において作成するものとする。
(電子認証書を取得している者であること。)
 - ウ 入札書等の提出
 - a 入札書等は、電子調達システムにより、当該入札公告した期限までに到達するように提出しなければならない。
 - b 電子入札に利用することができる電子証明書は、資格審査結果通知書に記入されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約権限について期間委任により委任をうけた者の電子証明書に限る。
- ② 紙による入札の場合
 - ア 入札書の様式は、別紙-1によるものとする。
 - イ 入札書等の記載事項
 - a 契約件名は、定められた件名を但しがきのあとに記載するものとする。
 - b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
 - c 入札書に記載する日付は、入札書を提出する日とする。
 - d 入札書には、入札者の住所及び氏名を記載しなければならない。

- e 受任者（以下「代理人」という）が入札を行う場合は、代理人の住所、氏名（法人にあっては、所在地、法人名及び代理人の役職、氏名）を記載し、代理人の印鑑を押印しなければならない。以下、記載例による。

【記載例】

海保株式会社 代表取締役（社長） ○○ ○○ 代理
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
海保株式会社 東京支店（又は○○部）
支店長（又は○○部長） ○○ ○○ 印

ウ 入札書等の提出

- a 入札書は、別紙の様式にて作成し、封筒に入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。

b 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

c 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

エ 郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下「一般信書便事業者等」という。）の提供する同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物（同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。）の引き受け及び配達記録をした信書便。）にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒には「入札書在中」の旨を記載し、中封筒に入札書を入れ、かつ、その封皮に「法人名等及び契約件名、開札年月日、「入札書在中）」を朱書するものとする。ただし、入札書の提出期限までに到達するように提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

ア 委任状が提出されていない代理人のした入札

イ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

ウ 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札

カ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ク 競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札

ケ 競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、海上保安庁次長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札

- ② 電子入札参加者は、電子証明書を不正使用等してはならない。

不正使用等した場合には当該電子入札参加者の入札への参加を認めないことがある。

なお、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、電子証明書変更承諾申請書（様式4）を提出すること。

また、電子証明書変更承諾申請書には変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付すること。

- (7) 入札の延期等
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。
- (8) 開札の日時及び場所
日時：令和6年3月12日 10時40分
場所：海上保安庁入札室
- (9) 開札
- ① 電子調達システムによる場合
- ア 開札及び開披（以下「開札等」という。）は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ② 紙による場合
- ア 開札等は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者等が立ち会わないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- イ 開札等をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
入札者等は、入札公告等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。
また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (3) 落札者の決定方法
- ① 本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様を満たすことの出来ることの要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した者を落札者とする事があ

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。
落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。
- ア 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- イ 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ウ 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。
- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。
ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。
- (4) 契約書の作成（ただし、契約金額が150万円に満たない場合は省略することがある）
- ① 競争入札を執行し、落札者を決定したときは、当該落札者とすみやかに、契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 「電子調達システム」による電子契約を行う場合、電子調達システムで定める手続に従い、契約書を作成しなければならない。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
紙契約方式の手続をする場合は、紙契約方式承諾願（電子、紙入札共通）を落札決定後に上記5（2）へ提出すること。
- (5) 電子入札参加者側の障害により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の基準及び取扱い
- 電子入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする
- すぐに復旧できないと判断され、かつ下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする。
- ①天災
②広域・地域的停電
③プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
④その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、電子証明書の紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く）
- 変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨をすべての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(6) 発注者側の障害により電子入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い

発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
障害復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとし、開札日時が決定した場合には、その旨を全ての電子入札参加者に電話等で連絡するものとする。

(7) 支払条件は履行完了後、四半期払いとする。

(8) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「海上保安庁入札・見積者心得」によるものとする。
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/tyoutatu/tyoutatu.html>

(9) 入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(10) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(11) 本調達案件は令和6年度の予算成立を条件とする。

入札書

一金

ただし 令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守

入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

(注) 1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。

2.金額は「アラビア」数字で記入する。

紙入札方式参加願

(総 29)

1. 発注件名 令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号(業者コード)

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

(連絡先)

電話番号

メールアドレス

入札者

住 所

企業名称

氏 名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合は
その者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000~999の任意の
3桁の数字を記載する。

紙契約方式承諾願

1. 件 名 令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守

上記の案件は、電子調達システムを利用しての契約ができないため、紙契約方式での手続きをいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先1 :

連絡先2 :

支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長 殿

○宛 先: 海上保安庁 総務部政務課 予算執行管理室 契約係

確 認 書

件名: 令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会社名等

部署名

確認者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するICカード券面の番号を記入してください。

【ICカード券面の番号】「シリアルナンバー(SN)」、「ID」などの項目に続く

10桁の数字・英字(例:14桁、16桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

*今回限定した上記のICカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

*上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

(担当者連絡先)※押印省略する場合も、担当者のメールアドレスは必ず記載してください。

担当者名:

電話番号:

メールアドレス:

入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に電子証明書変更承認申請書(様式3)を提出するものとする。この場合において、電子証明書変更承諾申請書には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

発注者(海上保安庁)は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾します。

様式 5

期 間 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

下記の権限を委任します。

委任期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

委任事項

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

様式 6

都 度 委 任 状

受任者

住 所

氏 名

使用印

私は上記の者を代理人と定め

「件名：令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守」に関する下記の権限を委任します。

委任事項

1.

令和 年 月 日

委任者 住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 高杉 典弘 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。
(契約締結に係る権限を委任する場合は押印の省略を不可とする。)
(連絡先は2以上記載すること)
本件責任者(会社名・部署名・氏名):
担当者(会社名・部署名・氏名):
連絡先1:
連絡先2:

令和 6 年 度

総契第 2 9 号

請負契約書（役務）

請負契約書（役務）

収入
印紙

- 契約件名 令和6年度青海合同庁舎廃液処理設備等保守
- 契約金額 金 円
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円
- 引渡期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 引渡場所 青海合同庁舎（東京都江東区青海二丁目5番18号）
- 契約保証金 免除

上記請負作業について、発注者 支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘 は、
受注者 ●● と、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、仕様書に基づき、頭書の仕事を完成し、引渡期限までにこれを引渡場所において発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

(仕様書の解釈等)

第2条 仕様書について疑義を生じたとき又は仕様書に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内をもって行うものとする。

(監督職員)

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第6条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍、文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

（再委託受託者に対する監督）

第7条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により受注者の義務とされている事項につきその責を免れない。

（代理人等に関する措置要求）

第8条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（貸与品）

第9条 発注者は、仕様書に記載する貸与品を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、貸与品の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

- 2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで、貸与品が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。
- 3 受注者は、貸与品を仕様書に基づいて使用し、作業の完了又は契約の変更若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に返還しなければならない。

(納入期限の変更等)

第10条 発注者は、その都合により納入期間又は納入場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(納入の通知及び検査)

第11条 受注者は、成果品を納入するときは、書面をもってその旨を発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の納入通知を受けたときは、納入場所において、検査を行うものとする。

3 発注者は、第1項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、仕様書等に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。

4 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類等の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

(成果品の引渡)

第12条 受注者は、成果品が前条の検査に合格したときは、これを発注者に引き渡すものとする。

2 成果品の所有権は、その引渡しと同時に受注者から発注者に移転するものとする。

第13条 発注者は、成果品の一部が完成した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡し受けることができるものとする。

2 前2条の規定は、前項の検査及び引渡について準用する。

(成果品の転用)

第14条 受注者は、頭書の作業で取得した成果品を発注者の承認を得ずに他に転用してはならない。

(請負代金の支払)

第15条 発注者は、受注者が履行完了後四半期毎に提出する適法な支払請求書を受理してから30日以内（以下「約定期間」という。）に海上保安庁において、その代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算出しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適当な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

(遅延利息)

第16条 発注者は、約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払なければならない。

2 遅延利息の額は約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第17条 受注者は、引渡期限までに成果品を引き渡すことができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完了可能期日を明示して、発注者に引渡期限の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅延が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第18条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の納入期限満了の日の翌日から、作業完了までの日数に応じ、請負金額の年3パーセントとする。ただし、請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

(危険負担)

第19条 成果品の所有権が移転する以前に生じた成果品の亡失、変質、変形、消耗、破損等による損失は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第20条 受注者は、成果品の所有権移転後1年以内に、その成果品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修補し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物品の亡失若しくは損傷に対して、損害を賠償するものとする。

(契約の解除)

第21条 下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者から解除の申出があったとき。
- (2) 受注者が第4条、第5条及び第6条の規定に違反したとき。
- (3) 前号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくはその使用人等が、不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げようとしたとき。
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、又は居所不明となったとき。

2 前項第1号から第4号までの場合において、受注者は違約金として、契約解除金額に対する10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1号の場合において、受注者の責に帰することのできない事由があるときは、この限りではない。

3 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 4 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、発注者は、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

（相殺等）

第23条 この契約により発注者が受注者から取得すべき違約金等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対して有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、違約金等が1,000円未満の場合は、この限りではない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるのは「年3パーセント」と、同項ただし書中「受注者」とあるのは「発注者」、第3項中「100円」とあるのは、「1円」と読み替えるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第24条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 本作業により知得した成果品の内容、情報等の秘密は、これを第三者に漏洩してはならない。

(契約外の事項)

第26条 この契約に定めない事項又はこの契約の履行について、疑義又は紛議を生じたときは、発注者・受注者協議して定めるものとする。
以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和6年4月1日

発注者	住	所	東京都千代田区霞が関2-1-3
	氏	名	支出負担行為担当官 海上保安庁総務部長 高杉 典弘
受注者	住	所	
	氏	名	

令和6年度
青海合同庁舎
廃液処理設備等保守
仕様書

海上保安庁

1. 総則

青海合同庁舎（以下、「庁舎」という。）における廃液処理設備、排ガス洗浄装置及び局所排気装置（以下、「設備等」という。）の維持及び管理について、関係法令によるほか、本仕様書に定めるところにより、設備等の機能を常に最良な状態に維持管理するため、定期的に保守及び修理等を行うものとする。

また、設備等の維持管理に付随して発生する産業廃棄物等の収集、運搬及び中間処理について、関係法令に基づき処分を行うものとする。

2. 施設の名称及び所在地

施設の名称：青海合同庁舎

所在地：東京都江東区青海二丁目5番18号

3. 設備等の概要

(1) 廃液処理設備（以下、「装置A」という。）

排出物質：化学実験廃液（別紙1のとおり）

処理方法：薬品による凝集沈澱法（排水フローは別紙2のとおり）

処理能力：11m³/日

製造業者：(株)ダイキアクシス

(2) 排ガス洗浄装置（以下、「装置B」という。）

排出物質：化学実験による排ガス（別紙3のとおり）

処理方法：湿式充填物方式

処理能力：別紙4「排ガス洗浄装置機器一覧」のとおり

製造業者：セイコー化工機(株)

(3) 局所排気装置（以下、「装置C」という。）

処理能力：別紙5「局所排気装置機器一覧」のとおり

製造業者：(株)ダルトン

4. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5. 用語の定義

- (1) 支出負担行為担当官である海上保安庁総務部長を発注者とし、本業務の請負者を受注者とする。
- (2) 「職員」とは、海上保安庁職員をいう。
- (3) 「監督職員」とは、発注者に監督すべきことを命ぜられた職員をいう。
- (4) 「検査職員」とは、発注者に検査すべきことを命ぜられた職員をいう。
- (5) 「庁舎」とは、青海合同庁舎における建物の内部及び建物自体をいう。
- (6) 「保守員」とは、受注者が設備の保守等に従事させる技術者をいう。
- (7) 「責任者」とは、受注者が現場責任者として定めた保守員をいう。
- (8) 「作業」とは、本仕様書で定める設備等の点検、保守及び洗浄にあたることをいう。
- (9) 「原則として」とは、これに続く事項について、受注者が遵守すべきことをいう。
ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (10) 「点検」とは、設備等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することをいい、保守又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (11) 「定期点検」とは、当該点検を実施するために必要な資格又は特別な専門的知識を有する者が定期的に行う点検をいう。
- (12) 「保守」とは、点検の結果に基づき設備等の機能を回復させるための軽微な修理又は危険の防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- (13) 「洗浄」とは、汚れを除去し設備等の正常な機能を維持する作業をいう。
- (14) 「廃棄物」とは、設備等の維持管理に付随して発生する産業廃棄物をいう。

6. 遵守事項

- (1) 受注者は、監督職員と協議した際は、記録を「打合せ記録簿」としてまとめ、監督職員に提出した上で、内容について承認を得ること。
- (2) 監督職員が承認した者でなければ、保安上、代替要員も含め、保守員として業務に従事できない。
- (3) 受注者は、全保守員に対し、事故防止のため作業服等を着用させ、名札、刺繍又は腕章等により受注者の職員であることを明示するとともに、発注者より貸与された識別票を他者から明瞭に認識できる位置に常時着用させること。
- (4) 保守員は、緊急の場合を除き、庁舎に立ち入る必要がある場合は、監督職員又は職員の指示を仰ぐこと。
- (5) 保守員は、業務を安全かつ適正に実施するため、設備等の設置場所、正常な状態、簡易な応急処置及び操作方法並びに事案発生時の連絡体制等について、日頃より習熟しておくこと。
- (6) 受付に勤務する警備員や庁舎管理室に勤務する保守員と連絡を密にし、互いに情報の共有を図ったうえで、良好な関係を構築すること。
- (7) 法令を遵守し、勤務すること。
- (8) 監督職員が業務履行にふさわしくない恐れがあると認めた保守員については、受注者は別の者を選任し、交代させること。

- (9) 受注者は、発注者との契約が満了する際は、業務手順、業務引継書及びその他必要な関係資料を作成し、監督職員の指示する者への業務引継ぎを行うこと。
- (10) 受注者及び保守員は、日本語での十分なコミュニケーション能力を有すること。
- (11) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている保守方法等の使用に関しては、その費用及び使用交渉の一切を受注者にて行うこと。
- (12) 保守員が個人で出した廃棄物等は、受注者の責任において適法に処理すること。

7. 保守員

(1) 責任者の選任

受注者は、業務の実施に先立ち、責任者として、身元、性向等が保証され、業務に関する作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者を選考し、「身上・経歴書（別添参照）」、「業務に関する資格者証（写）」及び「受注者との雇用関係を証明する書類」（以下、「経歴書等」という。）を履行開始の7日前までに監督職員に提出して、適格者であることの承認を得ること。

履行期間中における責任者の交代は原則として認めないが、病気事故等の止むを得ない事由により監督職員が相当と認め、交代させる許可が得られた場合、上の要件を満たす者を選考し、交代の日の7日前までに監督職員あて経歴書等を提出し、適格者であることの承認を得ること。

責任者として選任される者は、浄化槽管理士等の資格及び廃液処理管理の実務経験3年以上を有し、ISO14001認証取得会社で業務に従事している必要がある。

(2) 責任者の責務

- イ. 責任者は、現場の状況を把握し、安全かつ効率的な保守を実現するために作業全般の指揮を執ること。
- ロ. 責任者は、管理上問題が生じたとき又は生じる可能性があるときは、速やかにその結果を監督職員に報告し、確認及び指示を受けること。
- ハ. 責任者は、監督職員から現場への指示事項の窓口担当者とする。全ての保守員を掌握し、監督職員からの指示を全保守員へ限なく伝えるとともに、それを達成するために指揮を執ること。
- ニ. 責任者は、設備等の状況を常に把握し、必要に応じ故障等への適切な予防措置を講ずるとともに、万が一故障等が発生したときや発生するおそれがあるときは、速やかに監督職員に報告すること。

(3) 保守員の選任

受注者は、業務の実施に先立ち、業務遂行におけるすべての保守員について、身元、性向等が保証され、業務に関する作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有する者を選考し、書面をもって経歴書等を履行開始の7日前までに監督職員に提出して、適格者であることの承認を得ること。なお、履行期間中に交代させたい場合も同様とし、交代させたい日の7日前までに監督職員あて経歴書等を提出し、適格者であることの承認を得ること。

8. 提出書類

受注者は、業務の実施にあたり、次の書面を作成のうえ提出期限までに監督職員に提出し承認を得ること。

(1) 保守員名簿	保守員の承認後3日以内（履行開始日前まで）
(2) 緊急連絡体制表	履行開始日前まで
(3) 身上・経歴書	履行開始日の7日前まで
(4) 業務に関する資格者証（写）	履行開始日の7日前まで
(5) 受注者との雇用関係を証明する書類	履行開始日の7日前まで
(6) 産業廃棄物処分業許可証（写）	履行開始日前まで
(7) 産業廃棄物収集運搬業許可証（写）	履行開始日前まで
(8) ISO14001認証書（写）	履行開始日前まで

9. 点検及び保守作業事項

(1) 装置Aの点検及び保守作業は、次のとおり行うこと。

- イ. 薬品類（別表1）の補充を行うこと。補充周期は、監督職員と協議すること。
- ロ. 薬剤注入ポンプは、指示調節と連動して薬剤の必要量が自動的に滴下するように調節し、その際、逆流防止弁、ダイヤフラム及びストレーナーには、特に注意して行うこと。
- ハ. 濾過機（活性炭）の逆洗及び洗浄は、適宜実施すること。
- ニ. 各電極の設置場所は「別表2」のとおりとし、処理工程に基づき適正な設定を行う。
- ホ. 各電極は、毎週槽内から引き上げて付着した汚れを水洗いすること。落ちない汚れについて、ガラス製の電極はこすらずに0.1モル塩酸液で洗い、金属製の電極は金属研磨液等で磨くこと。
- ヘ. 比較電極の内部には、塩化カリウムの飽和溶液を常に充満しておくこと。
- ト. pH計の電極は、pH標準液を使用して2点校正を行い、記録計附属の記録紙に作業日時、校正数値及び液温を記入する。ORP計の電極は、ORP校正試薬を使用して校正すること。
- チ. 電気機器絶縁測定を期間中2回行うこと。
- リ. 装置Aについて点検及び保守作業の項目は、「様式1」によること。
項目：電気関係、ポンプ関係、電極関係、槽関係、薬品補充、濾過関係及び液面計チェック等
- ヌ. 装置Aについて別表5の部品を交換すること。

(2) 装置Bの点検及び保守作業の項目は、「別紙6」及び「様式2」によること。

項目：運転、ポンプ、送風機及びスクラバー

(3) 装置Bの計器のレンジは、次のとおり。

風量：各系統の設計風量による

静圧：スクラバー塔内圧力損失300Pa以下（全体風量は各系統による）

液面：循環ポンプのケーシング以上またはLS計電極のポンプ運転以上

pH計：pH1から14

(4) 装置Bの貯槽洗浄（水の交換）は、汚れやpH値の低下等必要に応じ行うこと。

また、循環液のpH値が低下する装置については、附属の薬液注入設備により苛性ソーダを自動注入し、中和すること。

(5) 装置Cについて、労働安全衛生法第45条の規定に基づき定期点検を実施すること。なお、点検項目は次のとおり。

イ. フード、ダクト及びファンの磨耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度

ロ. ダクト及び排風機における塵埃の堆積状態

ハ. 排風機の注油状態

ニ. ダクトの接続部における緩みの有無

ホ. 電動機とファンを連結するベルトの作動状態

ヘ. 吸気及び排気的能力

ト. 前各号に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

イ～トの定期検査を行った時は、次の事項を記録し、監督職員に報告すること。

チ. 検査年月日

リ. 検査方法

メ. 検査箇所

ル. 検査の結果

ヲ. 検査を実施した者の氏名

ワ. 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた時は、その内容

10. 水質等の測定及び分析

(1) 水質の分析

イ. 装置Aの水質分析は、毎週（年間51回とする）、環境濃度計量証明事業所（以下事業所という。）で行う。採水にあたっては、監督職員の立ち会いのもとにサンプリングする。また、監督職員の指示がある場合、保存用試料もサンプリングし、装置A内に保存すること。

ロ. 測定項目及び頻度は、次のとおり。

・ pH及び温度

時 期：毎月第1保守作業日

測定法：JIS-K-0102 規定12

・ ヨウ素消費量

時 期：毎週（年間51回）

測定法：下水試験法

・ 下水道法第十二条の二第一項の規定に基づく測定項目は次のとおりとし、保守期間中2回測定を行うこと。

①カドミウム、②鉛、③総水銀、④PCB、⑤四塩化炭素、⑥銅、⑦亜鉛、⑧フェノール、

⑨鉄（溶解性）、⑩マンガン（溶解性）

ハ. 測定結果は、事業所の計量証明書により採水後速やかに報告することとし、保存用試料につい

ては報告後、監督職員に連絡の上、廃棄すること。

(2) 廃棄物の分析

イ. 受注者は、廃棄物の中間処理のため、監督職員の立ち会いのもと指定する時期に分析必要量を J I S 規格 (J I S - K - 0 0 6 0 - 1 9 9 2 年) 等に基づき採取し、事業所において分析すること。

なお、監督職員の指示がある場合は保管用試料も採取し、装置 A 内に保管することとし、保管用試料は、監督職員の指示に基づき廃棄すること。

ロ. 廃棄物名及び分析項目は次のとおりとし、分析法は関係法令に遵守し行うこと。

なお、焼却を行う廃活性炭、支持材及び廃油については、分析を行わないこと。

・廃棄物名：スラリー（槽内洗浄スラリー、保守期間中 2 回の分析）

分析項目：pH、固形物、カドミウム、鉛、総水銀、シアン

・廃棄物名：スラッジ（活性炭吸着塔内活性炭）

分析項目：アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物

ハ. 事業所の分析結果の計量証明書は、採取後速やかに提出すること。

11. 廃棄物の回収、保管及び中間処理法

(1) 回収及び保管

「別表 3」の回収場所に配置した容器には、廃棄物名を明示し、必要数を配置し、充満した場合は空容器と交換し、回収して設備等別に分類及び計量の上、保管すること。

(2) 廃棄物の中間処理法は、原則として「別表 4」によること。

なお、内容成分を確認の上、行うこと。

(3) 上記により発生した廃棄物は、中間処理場まで運搬し処理すること。なお、一切、受注者の責任において処理すること。

(4) 運搬する廃棄物の量は、監督職員の立ち会いのもと正確に計量し、その結果は書面をもって監督職員に提出し、その確認を受けること。

(5) 中間処理は速やかに行い、完了後はその旨書面をもって監督職員に提出すること。

(6) 設定値の変更

保守員は、液面検出器、薬剤注入ポンプ及び移送ポンプ類の設定値を変更する必要がある場合は、監督職員と協議すること。

(7) 補充薬品等の保管

保守員は、補充薬品等の保管を行う場合は、横転倒に注意し、消防法を遵守して装置内に多量に放

置せず管理すること。

(8) 廃棄物の引き渡し

廃棄物の収集、運搬及び中間処理は、関係法令の規定に基づき適正に処理すること。

(9) 警報及び故障時の対応

受注者は、設備等の警報及び故障等の通知を受けたときには、速やかに保守員を派遣して故障の対応を実施すること。

12. 経費の負担

(1) 発注者が負担する経費は次のとおり。

イ. 作業に必要な水道光熱費

(2) 受注者が負担する経費は次のとおり。

イ. 薬品等の消耗品（別表1）、測定器具類（別表5）及び工具類

ロ. 業務に必要な行政機関等への手続き、検査及び報告等に必要な費用

ハ. 業務に必要なコピー用紙や記録紙

ニ. 作業に必要な修理費及び交換費

ホ. その他、作業に必要な清掃用品、ウエス、ティッシュペーパー等の消耗品

ヘ. 業務により生じた廃棄物の処分費

13. 提出書類（定例）

受注者は、発注者に次の書類を提出すること。（）内は提出期限とする。

(1) 装置Aの槽内洗浄実施計画表 (実施する14日以前)

(2) 装置Aの槽内洗浄実施表 (実施後速やかに)

※ 洗浄後のカラー写真を添付すること。

(3) 装置の月間保守作業実施表 (翌月速やかに)

(4) 保守作業報告書（様式1及び様式2） (別途、監督職員から指示する)

(5) 電気機器絶縁測定記録表（年2回） (実施後14日以内)

(6) pH記録紙 (翌月の第1回保守作業日まで)

※ 提出日が閉庁日の場合は、その翌開庁日までとする。

※ (3)、(6)について、年度末の提出期限は3月31日とする。

14. 放流水量の報告

様式1の備考欄には、装置Aの排出量を記入するとともに、その他、項目にない作業を行った場合も記入すること。

15. 関係法令

(1) 環境基本法 (平成5年法律第91号)

(2) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)

(3) 下水道法	(昭和33年法律第79号)
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)
(5) 電気事業法	(昭和39年法律第170号)
(6) 計量法	(平成4年法律第51号)
(7) 消防法	(昭和23年法律第186号)
(8) 労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号)
(9) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	(平成12年条例第215号)
(10) 東京都下水道条例	(昭和34年条例第89号)
(11) 東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例	(平成4年条例第140号)

16. 再委託

(1) 一括再委託等の禁止

イ. 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

ロ. 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

(2) 再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務

イ. 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く）も同様とする。

ロ. 前項の規定は、受注者が文書入力、印刷、製本、複製、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍及び文献の購入、消耗品の購入等の作業に必要な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

ハ. 受注者は、イ. にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

ニ. 受注者は、前項の場合において、発注者が適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

17. 危険負担

受注者の使用人が発注者の施設物においてなす業務上の行為は、すべて受注者の責任とする。また、

業務上負傷し、若しくは死亡した場合は、全て受注者の責任とする。

18. 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を外に漏らしてはならない。

19. 検査

履行完了にあたっては、検査職員の検査を受け、当該検査の合格をもって本件契約の履行があったものとする。

20. 支払条件

履行検査完了後、3月毎支払とし、海上保安庁総務部長あて請求すること。

21. 協議事項

本仕様書において疑義が生じた場合は、協議して定めるものとする。

確認印	

青海合同庁舎 排水処理設備 運転日報

No. 1

令和	年	月	日()	時	分	天候	担当者
異常警報		漏電()			pH異常()		
無・有		満水()					

機 器 類 の 点 検			
機器名称	切替スイッチ	電流値	動 作
移送ポンプ	自動・切・手動		A 正・異
第一中和槽No.1攪拌機	自動・切・手動		A 正・異
第一中和槽No.2攪拌機	自動・切・手動		A 正・異
混和槽攪拌機	自動・切・手動		A 正・異
凝集槽攪拌機	自動・切・手動		A 正・異
酸化槽攪拌機	自動・切・手動		A 正・異
第二中和槽攪拌機	自動・切・手動		A 正・異
吸着ポンプ	自動・切・手動		A 正・異
放流ポンプNo.1	1・交・2 自動・切・手動		A 正・異
放流ポンプNo.2			A 正・異
逆洗貯槽ポンプ	自動・切・手動		A 正・異
混和槽硫酸注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
第一中和槽No.1 苛性注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
第一中和槽No.2 苛性注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
混和槽苛性注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
凝集剤注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
次亜注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
塩鉄注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
キレート剤注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
第二中和槽 硫酸注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
第二中和槽 苛性注入ポンプ	自動・切・手動	—	正・異
苛性タンク攪拌機	切・入		A 正・異
凝集剤タンク攪拌機	切・入		A 正・異
キレート剤タンク攪拌機	切・入	—	正・異
次亜タンク攪拌機	切・入		A 正・異
備考			

処 理 槽 の 点 検				
槽 名 称	点検項目	点検状況	点検項目	点検状況
施設全般	異音、振動	無・有()	臭気	無・有()
貯槽	槽内の点検	正常・異常()	フロート	正常・異常()
	移行水量	m ³ /h		
第一中和槽No.1	槽内の点検	正常・異常()	pH	
	攪拌状況	正常・異常()		
第一中和槽No.2	槽内の点検	正常・異常()	pH	
	攪拌状況	正常・異常()		
混和槽	槽内の点検	正常・異常()	p H	
	攪拌状況	正常・異常()		
凝集槽	槽内の点検	正常・異常()	凝集状況	正常・異常()
	攪拌状況	正常・異常()		
沈殿槽	槽内の点検	正常・異常()	沈降状況	正常・異常()
	界面状況	正常・異常()		
酸化槽	槽内の点検	正常・異常()	O R P	
	攪拌状況	正常・異常()		
第二中和槽	槽内の点検	正常・異常()	p H	
	攪拌状況	正常・異常()		
揚水槽	槽内の点検	正常・異常()	フロート	正常・異常()
活性炭吸着塔	通水流量	m ³ /h	入口側圧力	MPa
	逆洗流量	m ³ /h	出口側圧力	MPa
調整槽	槽内の点検	正常・異常()	フロート	正常・異常()
	放流量	m ³ /h	p H	
	放流水積算量	m ³		
逆洗貯槽	槽内の点検	正常・異常()	フロート	正常・異常()
	沈殿物確認	正常・異常()		
第一中和槽No.1 苛性注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()	薬品残量	ℓ
第一中和槽No.2 苛性注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()		
混和槽苛性注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()		
第二中和槽 苛性注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()		
混和槽硫酸注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()	薬品残量	ℓ
第二中和槽 硫酸注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()		
塩鉄注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()	薬品残量	ℓ
キレート剤注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()	薬品残量	ℓ
凝集剤注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()	薬品残量	ℓ
次亜注入ポンプ	注入の点検	正常・異常()	薬品残量	ℓ
蓋等の補修	不必要・実施			
衛生害虫の駆除	不必要・実施			
周囲の点検	不必要・実施			
備考				

排 ガ ス 洗 浄 装 置 チ ェ ッ ク リ ス ト

点検日	令和	年	月	日	曜日	天候	気温	℃
	測定時間					点検者		

確認印	

点検箇所	点検項目	点検内容	異常有無 (実施内容)							
			1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機	8号機
			SC-2 a	SC-2 b	SC-4 c	SC-1 a	SC-3 a	SC-4 b	SC-4 a	SC-5 a
洗浄塔本体	① 洗浄塔循環水タンク液面(水位)	(水位) ポールタップ面まで	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	② 循環水タンクへの給水管点検及びタンク漏れ点検	管・槽からの液漏れ水の交換	無 有 実施	無 有 実施	無 有 実施	無 有 実施	無 有 実施	無 有 実施	無 有 実施	無 有 実施
	③ 循環槽の汚れ及び異物確認	目視確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	④ 処理装置本体に異常振動確認	目視触手確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	⑤ 処理風量の確認	目視確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
ポンプ洗浄	⑥ 洗浄用ポンプ電流値チェック	電流計値記録	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑦ 洗浄用ポンプ異常音及び振動	目視触手確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	⑧ 洗浄用ポンプ電動機の異常熱	目視触手確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
送風機	⑨ モーター異常音及び振動	目視触手確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	⑩ モーター電流値チェック	電流計値記録	A	A	A	A	A	A	A	A
	⑪ Vベルトの状況	ベルトの緩み・亀裂	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	⑫ ファン電動機の異常熱	目視触手確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	⑬ 処理送風量	目視確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
薬液装注入	⑭ 貯留槽の残量	目視確認	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑮ 貯留槽の漏れ・外観点検	目視確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	⑯ 注入ポンプの異常音及び振動・熱	目視確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
	⑰ pH計電極のKCL量の確認	目視確認	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
記事 (点検内容 異常・原因・処置・対策)										

装置 A

(1) 設備概要

庁舎の各実験室より排出される廃液を下水道法の下水排除基準濃度以下に処理を行い、下水道へ排出するものである。

(2) 配管材等材質

耐薬品を考慮したものとする。

(3) 廃水処理能力

11 m³/日

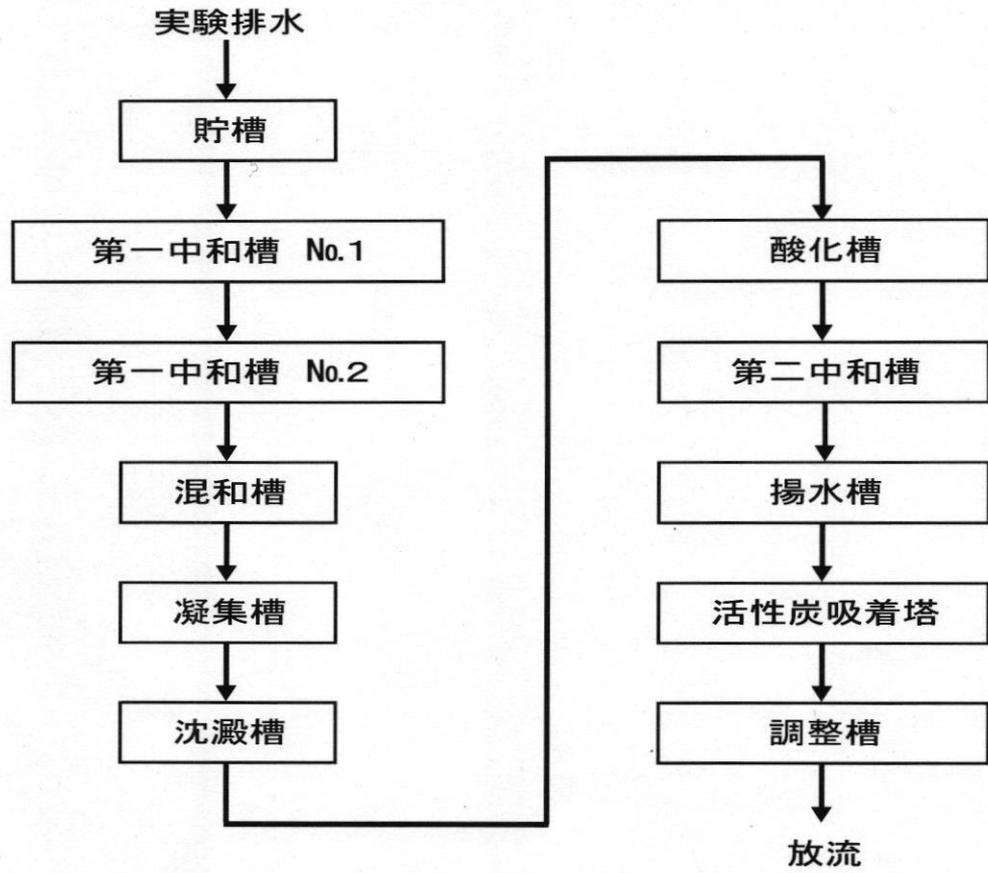
(4) 主な廃液の種類

薬品名	数量	薬品名	数量
炭酸ナトリウム	120 (g/日)	水酸化カリウム	8 (g/日)
ヨウ化カリウム	4 (g/日)	硝酸	2 (ℓ/日)
塩酸	2 (ℓ/日)	過酸化水素水	40 (g/日)
硫酸	50 (g/日)	炭酸アンモニウム	200 (g/日)
水酸化ナトリウム	100 (g/日)	次亜塩素酸ナトリウム	10 (g/日)
アンモニア水	0.4 (ℓ/日)	エチルアルコール	0.05 (ℓ/日)

(5) 処理濃度基準

pH 5～9、マンガン 10 mg/ℓ 未満、ヨウ素消費量 220 mg/ℓ 未満とし、その他は東京都下水道排出基準による。

排水フローシート



装置 B

(1) 設備概要

庁舎の各実験室より排出される実験排ガスを水に溶解させ、廃液処理設備へ排出するものである。

(2) 配管材等材質

耐薬品を十分考慮したもの。

(3) 主な廃液及び排ガスの種類

薬品名	年間 使用量	年間 ガス 発生量	処 理 方 法	
			洗浄塔 処 理	廃液処 理設備
塩酸	60 l	3 l	◎	◎
硝酸	40 l	1 l	◎	◎
硫酸	1 l			◎
エチルアルコール	1 l			◎
アンモニア水	50 l			◎

装置 B 点検項目表

品名	通常点検			定期点検
	点検項目		頻度及び方法目的	
1) 運転	1. 洗浄塔ダクトの損傷	毎週	目視	
	2. 循環液槽の液面	毎週	目視	
	3. 循環液槽への給水 及び循環槽の汚れ	毎週	目視 流量計にて20ℓ/minを 確認	
	4. バルブの開閉の正常 確認	毎週	目視及び手操作・ドレーン給水、 流量調整、各バルブ	
	5. 吹上フード、ダクト 吹込部の異物	毎週	目視	
2) ポンプ	1. 電流チェック	毎週	目視	1ヶ月に1度、運転で 軽く廻るかチェック
	2. 異常音・振動	毎週	人の感覚・測定(振動)	
	3. 異常熱	毎週	人の感覚 モーターは外気40℃ で70℃までのこと	
	4. 液面チェック	毎週	目視 ケーシングより上面に液面 があること	
	5. 流量	毎週	目視	
3) 送風機	音、振動	毎週	取付ゆるみ、軸受破損、羽根車、 ベルトスリップ	定期点検1回/1年 羽根車の清掃： 振動が発生したとき
	温度	毎週	軸受 (外気+30℃~60℃まで)	
	電流	毎週		
	Vベルト張り	毎週	10mm~20mm	
	潤滑状態	毎週		
4) スクラ バー	洗浄液量	随時	目視 各系統別液量	
	処理風量	毎月	目視 各系統別風量	
	本体静圧(マノメーター)	毎月	目視 300Pa以下	
	タンク	毎週	目視 スラッジのたまりを除く 清掃 汚れている場合は水交換	
	循環タンク状況確認	毎週	目視 pH値の測定 正常にポンプから送水して いること	
	スクラバー本体	毎週	目視 液漏れ	
	ボールタップ	毎週	目視 液漏れ	
	薬注設備	毎週	pH値が低下している機器の運転 苛性ソーダの残量確認・補充	

薬品類

別表 1

薬品名	規格	年間必要数量	補充濃度	備考
塩化第二鉄	液体 39%	170kg	39%	装置 A
凝集剤	アニオン 粉体	3kg	0.1~0.2%	装置 A
キレート剤	エポフロック L-1 液体	10kg		装置 A
次亜塩素酸ソーダ	液体	380kg	12%	装置 A
苛性ソーダ	液体 25% ローリー	790kg	25%	装置 A
苛性ソーダ	パール状	125kg	パール	装置 B 薬液注入用
硫酸	液体	200kg	25%	装置 A
活性炭	石炭破碎炭 8~32メッシュ 支持砂利 2~4mm 支持砂利 4~8mm 支持砂利 8~12mm	5500 500 500 500		装置 A

電極設置場所

別表2

区分	槽名	電極名	電極規格	基準値(参考)
装置A	第一中和槽No.1	pH計	CT-1型複合用電極	pH3~4
	第一中和槽No.2	pH計	CT-1型複合用電極	pH8~9
	混和槽	pH計	CT-1型複合用電極	pH8~9
	第二中和槽	pH計	CT-1型複合用電極	pH5~9
	調整槽	pH計	CT-1型複合用電極	pH5~9
	酸化槽	ORP計	CM-1型複合用電極	ORP 300mV~350mV
装置B	スクラバー	pH計	浸漬型pH電極5600	pH1~14

廃棄物の回収及び保管場所

別表3

廃棄物名	回収時期	回収量 (年)	回収及び保管場所	備考
スラリー (槽内汚泥)	槽内清掃時 (年1回)	6 t	装置A	
スラッジ (廃活性炭)	交換時 (年1回)	7 0 0 0	装置A	

廃棄物中間処理法

別表 4

廃棄物名	車両種別	処理法
スラリー（槽内清掃時発生）	バキューム車	凝集沈澱－脱水－埋立
スラッジ（廃活性炭）	トラック	焼却－埋立

装置Aの交換部品一覧

別表5

区分	部品名	単位	数量	備考
整備機器	スクラバー充填物洗浄	台	8	装置B セイコー化工機製TRS-F40 1台 F60 2台 F80 1台 F100 4台
	ミストキャッチャー洗浄	台	8	装置B セイコー化工機製
測定部品	pH計複合電極	本	5	装置A タクミナ製pH複合電極 CT-1 (交換頻度1回/年)
	ORP計複合電極	本	1	装置A タクミナ製ORP複合電極 CM-1 (交換頻度1回/年)
	複合電極用ホルダー	本	0	装置A タクミナ製複合電極用ホルダー HI-P 2m 1本 交換頻度1回/5年 (R3年度交換済、次回R8年度要交換)
	複合電極用ホルダー	本	0	装置A タクミナ製複合電極用ホルダー HI-P 2.5m 5本 交換頻度1回/5年 (R3年度交換済、次回R8年度要交換)
	処理水用電磁式積算流量計	台	0	装置A愛知時計電機製 SW50-KN 交換頻度1回/10年 (R3年度交換済、次回R13年度要交換)
	pH計複合電極	本	2	装置B 東亜DKK製pH複合電極 EL5600-5F 交換頻度1回・2本/2年 R4年度2本交換 (8台中2台を毎年度順次交換)
	複合電極用ホルダー	本	2	装置B 東亜DKK製pH複合電極用ホルダー HC-763 交換頻度1回・2本/2年 R4年度2本交換 (8台中2台を毎年度順次交換)
	電気機器絶縁測定	回	2	
消耗品	記録紙	個	12	TM 0-14 同等品
	記録ヘッド	個	1	装置A タクミナ製pH記録計PFR用
	pH標準液	本	60	pH4:24本、pH7:24本 pH9:12本 (各500ml)
	ORP校正試薬	袋	12	500ml用
	純水	箱	1	20ℓ
	塩化カリウム飽和溶液	本	24	KCL飽和溶液 (500ml)
	再生綿布	kg	10	白(上)
	回収容器	個	154	20ℓポリ容器
	シーケンサー用バッテリー	個	0	装置A制御盤内三菱製シーケンサFX2N-80MR用バッテリー F2-40BL 交換頻度1回/5年 (R3年度交換済、次回R8年度要交換)
	タッチパネル用バッテリー	個	0	装置A制御盤内三菱製タッチパネルGT-1050-QBBD用バッテリー GT11-50BAT 交換頻度1回/5年 (R3年度交換済、次回R8年度要交換)
	その他	式	1	清掃用品、ウエス、ティッシュペーパー、脱脂綿、ビーカー、インク、ケーブル、塗料、ピンセット、ハケ、Vベルト等

学 歴	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
職 歴 (産業廃棄物処理業以外)	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
	年	月から
	年	月まで
	年	月から
年	月まで	
(自由記入欄)		

※書ききれない場合は自由記入欄又は別紙(様式自由)に記載すること。
 ※「業務に関する資格証(写)」「雇用関係を証明する書類」を添付すること。